



高齢者補聴器購入費 助成事業

【対象者】 ①～④のすべてに該当する方

- ①65歳以上の京田辺市民
- ②聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない
- ③ア) 両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満
 - イ) ア)に該当しないが一側耳の聴力レベルが著しく低く、
補聴器が必要であると医師に判断された
- ④市税の滞納がない

【助成内容】

購入費の1/2を助成（上限20,000円）

【注意事項】

- ・一人につき一側耳分が対象です。
- ・助成は一人一回限りです。修理費等は対象外となります。
- ・交付決定通知の前に購入したものは対象外です。
- ・診察料、意見書料は自己負担となります。
- ・検査の結果、身体障害者手帳の交付対象となる場合は、
本事業の対象外となります。

【手続きの流れ】

まずは書類を準備します。

- ・高齢者補聴器購入費助成事業申請書
- ・高齢者補聴器購入費助成事業に係る医師意見書

高齢者支援課窓口

または

市ホームページから

申請手続	<p>① 指定医（身体障害者福祉法第 15 条による都道府県指定医）の在籍する医療機関を受診し、医師意見書を記入してもらいます。</p> <p>＜参考＞京田辺市内の指定医在籍医療機関</p> <ul style="list-style-type: none">・京都耳鼻咽喉音聲手術医院（山手西）・村上クリニック（大住ヶ丘）・谷村医院（三山木）・浜耳鼻咽喉科（田辺中央）・京都田辺中央病院（田辺中央）※要予約 <p>②補聴器取扱業者で、購入する補聴器の見積書と補聴器の型番がわかるカタログ等をもらいます。</p> <p>③申請書に医師意見書・見積書・カタログ等を添えて高齢者支援課に提出ください。郵送での提出も可能です。</p>
	<p>審査後、交付(不承認)決定通知書が郵送されます。(提出後約 3 週間)</p> <p>* 不承認の場合、助成は受けられません。</p>
購入	<p>申請した補聴器を購入します。</p> <p>* 必ず領収書を受け取ってください。</p>
助成手続	<p>高齢者支援課へ次の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・助成金請求書（交付決定通知に同封）・領収書の原本・振込口座がわかるもの（通帳のコピーなど）
	<p>指定口座に助成金を振り込みます。</p>

～～～ご不明な点は、お問い合わせください。～～～

京田辺市高齢者支援課
電話 0774-63-1307(直通)